

# 上告状

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額 金一〇、四五〇、〇〇〇円  
貼用印紙額 金 一一九、二〇〇円

右当事者間の東京高裁平成一一年（行コ）第二五三号在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求控訴事件について二〇〇〇年一月八日に言い渡された判決（同日送達）は、全部不服であるので、上告する。

上告状  
1.00  
12.6

## 原 判 決 の 表 示

### 主 文

- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴人 [ ]、控訴人 [ ]及び控訴人 [ ]を除くその余の控訴人らの予備的請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 三 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 四 控訴人 [ ]、控訴人 [ ]及び控訴人 [ ]を除くその余の控訴人らのために、上告及び上告受理申立て期間に二週間を付加する。

### 上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告の理由

追って上告理由書を提出する。

附属書類

一、訴訟委任状

〔追完する〕

二〇〇〇年一月二十六日

上告人ら代理人弁護士

喜田村

洋

一

同

林

陽

子

同

古

田

啓

昌

同

二

関

辰

郎

同

近

藤

健

太

最高裁判所 御中

当事者目録

アメリカ合衆国カリフォルニア州

上告人（控訴人）

アメリカ合衆国カリフォルニア州

上告人（控訴人）

アメリカ合衆国カリフォルニア州

上告人（控訴人）

アメリカ合衆国カリフォルニア州

上告人（控訴人）

アメリカ合衆国カリフォルニア州

上告人（控訴人）

アメリカ合衆国カリフォルニア州

上告人（控訴人）

アメリカ合衆国ニューヨーク州

上告人（控訴人）

ドイツ連邦共和国ヘッセン州エッシェボーン市

上告人（控訴人）

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ベルファ  
スト市

上告人（控訴人）

イタリア共和国ローマ市

上告人（控訴人）

フィリピン共和国マニラ市エルミタ

上告人（控訴人）

〒一〇〇二

一〇〇九四

東京都千代田区紀尾井町三番二七号

剛堂会館三階

ミネルバ法律事務所（送達場所）

電話

〇三（五二一六）七七五五

ファクシミリ 〇三（五二一六）七七五一

上告人ら訴訟代理人弁護士 喜田村洋一

同 林 陽 子

〒一〇〇〇

一〇〇〇五

千代田区丸の内一丁目一番三号

AIGビル

アンダーソン・毛利法律事務所

電話

〇三（三三二一四）一三七一

ファクシミリ 〇三（三三二一四）一五一八

同 古 田 啓

同 梅 津 立 昌

〒一〇〇七

一〇〇五二

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号

赤坂ツインタワー東館一三階

新東京法律事務所

電話  
フアクシミリ 〇三(五五七〇) 一二三四  
同 〇三(五五七〇) 二六二七  
二 関 辰 郎

〒一六〇  
一〇〇二二  
東京都新宿区新宿一丁目四番八号  
新宿小川ビル六階  
山根祥利法律事務所

電話  
フアクシミリ 〇三(三三五〇) 六一九一  
同 〇三(三三五〇) 六一九二  
近 藤 健 太

〒一〇〇  
一〇〇一三  
東京都千代田区霞が関一丁目一番一号  
被上告人(被控訴人) 国  
右代表者法務大臣 高 村 正 彦